

横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の概要について

本市では、横浜のまちづくりに広く貢献した個人または団体等を顕彰し、活力と魅力のあるまちづくりの推進に寄与することを目的に、昭和60年から「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜まちなみ景観賞」を実施しています。平成11年度からは両賞をあわせて「横浜・人・まち・デザイン賞」と改称し、令和7年度までに計12回実施しています。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は隔年で実施しており、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を対象とする「まちなみ景観部門」の2部門としています。市民公募による候補の中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて市長が表彰対象を決定しています。

根拠条例	（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第17条） 市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。
顕彰対象	（横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第2条第1号） ○横浜市において<u>地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたもの</u> （横浜まちづくり顕彰事業実施細目第2条） ○顕彰対象は、原則として民間のものとする。 （ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。） ○次については顕彰対象から除外する。 ・過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの ・法令、例規等に違反しているもの ・その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの
選考基準	（横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条） ・地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの ・まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの ・歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの ・横浜らしさの演出に寄与しているもの ・都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの ・その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの
表彰対象	（横浜まちづくり顕彰事業実施細目第5条） 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。 ・<u>まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等</u> ・その他顕彰対象に関連するもの

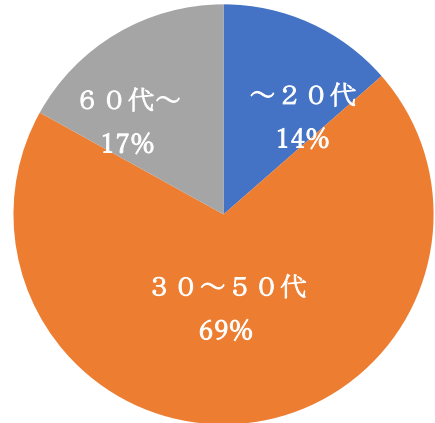
第12回応募者集計結果

第11回横浜・人・まち・デザイン賞
(応募件数 52 件)

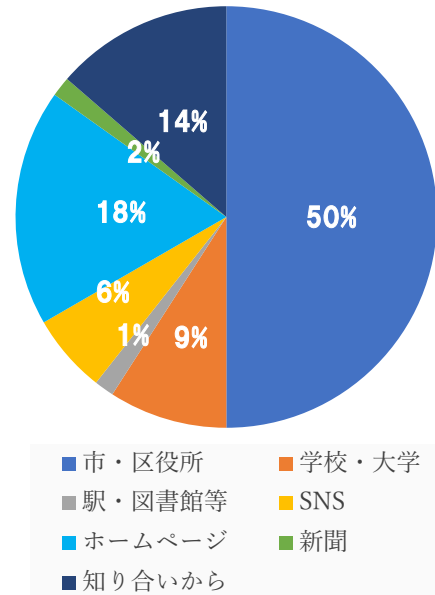
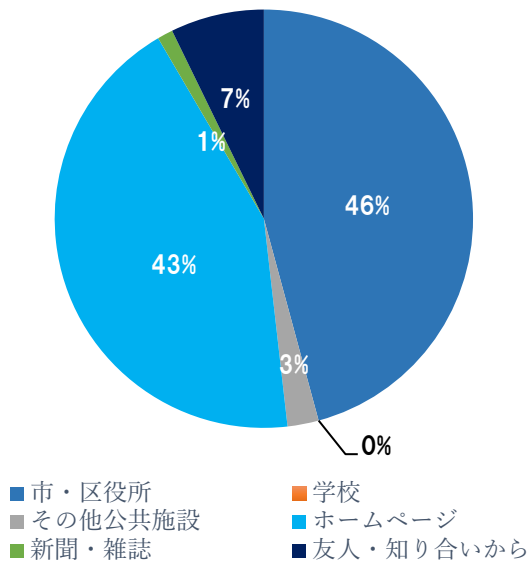
第12回横浜・人・まち・デザイン賞
(応募件数 59 件)

年代

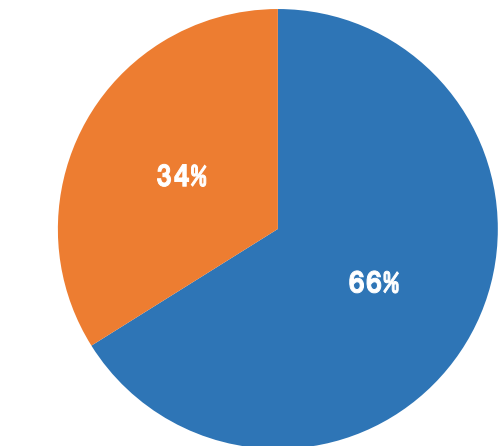
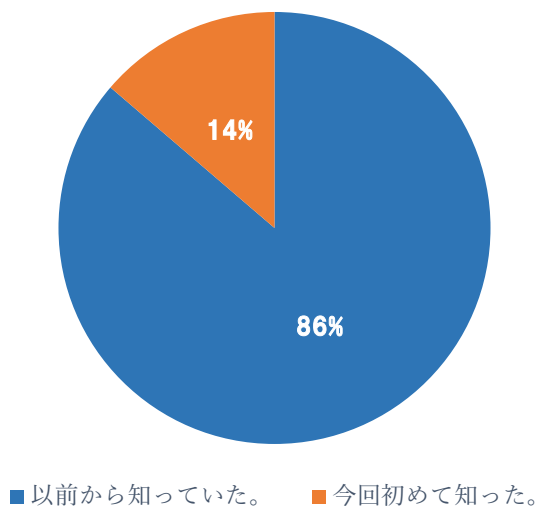
項目なし



今回の募集をどこで知りましたか。(複数選択可)



この賞があることを知っていましたか



■ 以前から知っていた。 ■ 今回初めて知った。

■ 以前から知っていた。 ■ 今回初めて知った。

第12回横浜・人・まち・デザイン賞の実施状況

- (1) 応募期間
令和7年5月1日（木）～6月30日（月）
- (2) 応募状況
地域まちづくり部門：39通（選考対象30件）
まちなみ景観部門：59通（選考対象45件）
- (3) 表彰対象案件
地域まちづくり部門：9件（主体である団体：9団体、活動を支援した個人または団体：41団体）
まちなみ景観部門：7件（表彰対象団体：38団体）
※表彰対象については「記者発表資料」参照
- (4) 表彰式
令和8年5月28日（市庁舎1階アトリウム）

【参考】地域まちづくり部門の概要について

根拠 法令等	（横浜市地域まちづくり推進条例第15条） 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。
顕彰 対象	（横浜市まちづくり顕彰事業実施要綱第2条第2号） ○地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、 <u>横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、概ね3年以上の取組実績のあるもの</u> ※地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号 地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組をいう。 （横浜まちづくり顕彰事業実施細目第2条） ○顕彰対象は、原則として民間のものとする。 ○次については顕彰対象から除外する。 ・過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの ・法令、例規等に違反しているもの ・その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの
選考 基準	（横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条） ○地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。 ・地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動 ・熱意を持って主体的に取り組まれている活動 ・多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動 ・活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動 ・継続性・発展性・波及効果が見られる活動
表彰 対象	（横浜まちづくり顕彰事業実施細目第5条） ○表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。 ・横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する <u>地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体</u>

第12回応募方法等検討時の意見及び対応結果一覧表

資料 2

項目	ご意見	第12回対応	結果
応募方法	・ WEB上で市民投票するような仕組みは導入できないのか。また、若い世代だけが投票できる区分があってもよいのではないか。	・ 民間施設が知らないうちに推薦されて、WEB上で投票されて、受賞もしていないのに情報だけが外に出てしまうという懸念があるため、今回は見送りました。	第13回で検討
リーフレット	・ 推薦者の属性は掴めないのか。年齢、職業などあってもいい。集計して、どのような場所に周知するのが効果的か検証した方が良い。	・ 電子申請及びはがきに属性を問う設問を追加しました。	・ ～20代の応募も14%いることが分かった。 ・ 「今回初めて知った。」人の割合が増えているので、認知度が高まってきたことが分かった。
広報	・ デザイン賞の今後のためにも若い世代への訴求を考えるべき。 ・ 都市美対策審議会の大学の先生に学生への周知をお願いしたかどうか。 ・ 窓口は、大学の総務ではなく、建築学部やまちづくり系の学部直に配布した方が良い。 ・ 私立も含めて高校、大学にもリーフレット・ポスターを配布した方が良い。工業高校や総合高校も対象とした方が良い。 ・ 美術館、博物館にも配布した方が良い。	・ 応募数を増やしていくために、広報先等を掘り起こしました。 ・ 配布対象に追加しました。（高校は工業高校、総合高校のみ）	・ 前回は0%だった「学校・大学」の割合が9%まで増加した。
	・ 都市美対策審議会の大学の先生に学生への周知をお願いしたかどうか。	・ これまでも、リーフレットをお送りしていましたが、学生等に周知していただくようにご説明します。	

第 13 回横浜・人・まち・デザイン賞の改善取組について

○現状・課題

近年、応募件数は減少傾向にあり、本制度の認知拡大および参加促進が課題となっている。特に応募層が専門分野に偏る傾向があり、市民や若年層を含めた裾野の拡大が十分でない状況にある。

○これまでの取組

別紙参照（資料 2）

○第13回の新たな取組案

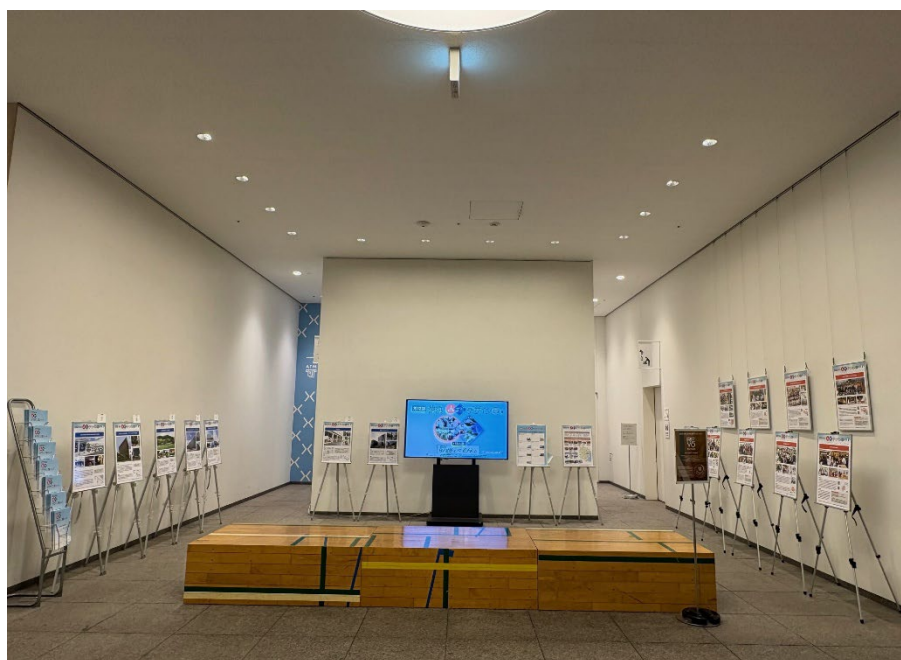
（1）選考後に投票などで決める賞を設ける

※第 12 回横浜・人・まちデザイン賞のパネル展にて、試験的に市役所来庁者による投票を行いました

期 間：令和 8 年 5 月 28 日（木）～6 月 2 日（火）

実施場所：横浜市庁舎 1 階展示スペース B(セブンイレブン前)

投票数：66 票



（2）応募・参加意欲向上のための取組（例：ピンバッジ配布等）

※投票に参加した方にまちなみ景観賞で受賞した作品の中から数点をピンバッジ形式でプレゼント。

受賞作品をモチーフとしたデザインとすることで、景観資源への関心を高める工夫を実施



ピンバッジ案

○まちなみ景観部門(新)

○都市美対策審議会表彰広報部会
[令和8年6月] [令和8年10月]
・第13回の方針・スケジュール等を審議

○地域まちづくり推進委員会表彰部会・
都市美対策審議会表彰広報部会 合同部会
[令和8年12月]
・第13回の方針・スケジュール等を確認、
募集方法の審議

○募集 [令和9年3月中旬～5月中旬]
・応募はがき又はウェブページからの電子申請による
応募 ・自薦、他薦は不問、複数の応募も可

○都市美対策審議会（親会）
[令和9年8月下旬] ・表彰広報部会委員選任

○まちなみ景観部門案件調査等
[令和9年9月]
・事務局で応募案件全件の個票を作成
・個票をもとに委員ごとに現地視察候補を10件程度
選出

○都市美対策審議会表彰広報部会
現地視察 [令和9年10月中旬]

委員ごとに数件に絞り込み

○都市美対策審議会表彰広報部会本審査
[令和9年11月中旬]

○表彰対象決定・公表 [令和9年12月頃]
・両部門の選考終了後、市長が表彰対象を決定し、12
月頃結果を公表（記者発表・ホームページ等）

○投票 [令和10年1月（予定）]

○都市美対策審議会に選考結果をメール報告
[令和10年3月（予定）]

○表彰式（選考委員出席） [令和10年6月頃]

◇まちなみ景観部門(旧)

◇都市美対策審議会表彰広報部会
[令和6年11月29日]
・第12回の方針・スケジュール等を審議

◇地域まちづくり推進委員会表彰部会・
都市美対策審議会表彰広報部会 合同部会
[令和7年1月29日]
・第13回の方針・スケジュール等を確認、
募集方法の審議

◇募集 [令和7年5月1日～6月30日]
・応募はがき又はウェブページからの電子申請によ
る応募 ・自薦、他薦は不問、複数の応募も可

◇都市美対策審議会（親会）
[令和7年9月1日] ・表彰広報部会委員選任

◇まちなみ景観部門案件調査等
[令和7年10月]
・事務局で応募案件全件の個票を作成
・個票をもとに委員ごとに現地視察候補を10件程度
選出

◇都市美対策審議会表彰広報部会
現地視察 [令和7年11月12日]

委員ごとに数件に絞り込み

◇都市美対策審議会表彰広報部会本審査
[令和7年12月15日]

◇表彰対象決定・公表 [令和8年3月18日]
・両部門の選考終了後、市長が表彰対象を決定し、3
月頃結果を公表（記者発表・ホームページ等）

◇都市美対策審議会に選考結果をメール報告
[令和8年3月18日]

◇表彰式（選考委員出席） [令和8年5月28日]

第13回横浜・人・まち・デザイン賞 年間スケジュール表 2026～2028年度

2026年度						2027年度												2028年度								
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
表彰式	審査会①				審査会②		合同部会				募集期間					委員選任	個票審査	視察	審査会③	受賞対象公表	投票				投票結果公表	表彰式

第12回横浜・人・まち・デザイン賞 年間スケジュール表 2024～2026年度

2024年度						2025年度												2026年度						
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
表彰式						審査会 ②		合同 部会				募集期間			委員 選任		個票 審査	視察	審査会 ③			受賞 対象 公表		表彰式

審査会①、②：次回開催の横浜・人・まち・デザイン賞についての検討
合同部会：地域まちづくり部門との合同部会
審査会③：表彰対象選考